

大阪広域環境施設組合条例第18号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の勤勉手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が組合規則で定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の210</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の250</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>)</p> <p>[4 略]</p> <p>5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定管理職員</p>	<p>(一般職員の勤勉手当)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の190</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の230</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の110</u>)</p> <p>[4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u> (特定管理職員</p>

員にあっては、 <u>100分の125</u> ) を乗じて得た額	にあっては、 <u>100分の115</u> ) を乗じて得た額
(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の60</u> ) を乗じて得た額	(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の55</u> ) を乗じて得た額
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の組合規則で定める期間(以下「調査対象期間」という。)における実勤務日数(所定の勤務日の日数から欠勤等の日数(欠勤その他の組合規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。)を減じた日数をいう。以下同じ。)の区分(第2号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分)に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第22条の4第3項(第22の5第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する定年前再任用短時間勤務</p>	<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「再任用職員」という。)</p>

職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額

[3～5 略]

（一般職員の勤勉手当）

第3条 [略]

2 前項に定める職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、調査対象期間における欠勤等の日数の区分（第2号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における欠勤等の日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員の勤務成績による割合を乗じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 勤勉手当基礎額に当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務成績による割合を乗じて得た額

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次

以外の職員 期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額

- (2) 再任用職員 期末手当基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額

[3～5 同左]

（一般職員の勤勉手当）

第3条 [同左]

2 [同左]

- (1) 再任用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員の勤務成績による割合を乗じて得た額

- (2) 再任用職員 勤勉手当基礎額に当該職員の勤務成績による割合を乗じて得た額

3 [同左]

<p>の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が組合規則で定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 <u>100分の200</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の240</u>)</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> <u>100分の95</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>)</p> <p>[4 略]</p> <p>5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[6 略]</p>	<p>(1) <u>再任用職員</u>以外の職員 <u>100分の210</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の250</u>)</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> <u>100分の100</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>)</p> <p>[4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>(1) <u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額</p> <p>[6 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第3条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(経過措置)

3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項（第22の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項並びに第3条第2項及び第3項の規定を適用する。

4 第2条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第3条第1項に定める職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第5項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。